

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	4月15日	5月2日	5月31日	税務	証券会社に対する取引照会	現状、顧客の取引状況や残高に関する照会は、全国の税務署や国税局ごとに対応しているところですが、その照会元および回答先を各地方の国税局又は国税庁等に集中化していただくことを要望する。 【提案内容】 現在、多くの証券会社等は、全国の税務署や国税局より個別に顧客の属性や取引履歴等の顧客照会を受け対応しておりますが、照会する文書や内容が統一されていない場合があることや、回答(返答)先が全面にわたることからその事務処理が煩雑なものとなっている。また、回答(返送)時の郵送料も証券会社等が負担しているケースも見られる。(多くの場合返信用の封筒が同封されているものの、通常当該封筒は普通郵便であり、顧客情報を封入する関係上、多くの証券会社等は自己負担のものや書留郵便等で返送していると思われる。)これらのことから、国税局や国税庁等に照会窓口の集中化を行っていただくことにより、事務コスト、郵送料の削減につながるのと、処理の迅速化にもつながることから、本提案を提出する。	日本証券業協会、証券評論会	財務省	国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組みしているところです。その際、納税本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取りのある金融機関等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。なお、書面による取引照会を行う場合には、回答書返信用の返信用封筒(普通郵便・便取払い)を同封しているほか、書留郵便に係る郵送料については、照会を行った金融機関等からの請求に基づき、後日、精算する等の対応を行っているところです。	対応不可	国税通則法第74条の2及び第74条の3 国税徴収法第141条 国税犯則取締法第1条3項	各税務署が管轄区域内の納税者に対して実施している税務調査や滞納整理において、証券会社等に対する取引照会を行う必要が生じた場合には、その都度、機動的に照会を行う必要が有ります。取引照会における照会元及び回答先を国税局又は国税庁に一元化した場合には、円滑な税務調査等の実施に支障を及ぼす恐れがあるため、困難であると考えます。なお、取引照会の内容及び照会文書の様式については、該当法令ごとの様式の統一化に向けて、今後、検討を進めてまいりたいと考えています。また、提案理由にありました郵送料の負担につきましては、金融機関等からの請求に基づき(これまでと同様)、後日、精算する等の対応をしております。
2	10月16日	12月6日	12月25日	税務	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	【要望の具体的内容】 再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はすべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 INACOS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」とつづき、申告税関に適用書類を提出し、審査を受けなければならない。輸入申告許可時に輸入申告し、速やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、いいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料の増加(輸入諸掛)を引き起こす可能性がある。こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増やすためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。なお、規制改革ホットラインでは、「税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは適当でない」との回答が示されたが、要望の趣旨はAEO認定事業者に限定した再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化である。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	再輸出免税制度は、輸入の許可の日から原則1年内に再び輸出される特定の貨物については、関税を免除する制度です。本制度の適用を受けようとする者は、貨物の輸入時と輸出時に政令に定められた手続きを行う必要があります。	現行制度下で対応可能	関税法第17条第1項(再輸出免税)	再輸出免税適用時の輸入申告の際、認定事業者(特例輸入者)が行う特例申告においては、その法令遵守体制等を勘案した審査の簡素化を既に行っております。
3	10月16日	12月6日	12月25日	税務	関税・輸入消費税の包括保証における担保額の固定化	【要望の具体的内容】 包括保証における担保額について、過去の実績に基づいた定額とするなど柔軟な制度を設けるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 包括保証を行う輸入者は、想定される関税・輸入消費税額を試算し担保を納入した上で税関に差し入れている。この担保金額については、ある程度余裕をみたく金額を設定しつつ、そのバランス管理を行っている。ただし、様々な理由で担保額が不足となる事態には、輸入が滞ったり、また場合によっては本船が滞船することで、納期に間に合わない事態が生じている。諸外国の制度を参考に、過去の実績に基づいた定額(例えば前年実績の3ヵ月分の10%)とするなど、柔軟な制度を設けるべきである。年度途中で金額が不足しても輸入が滞ることがなくなり、円滑な物流が確保されるほか、担保額の管理に係る事務手続きの簡素化が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	輸入者は、特定の月において輸入しようとする貨物に係る納税額の納期額を包括して延長しようとする場合は、申告予定の税関官署の長に対して延長申請及び納税額に相当する額の担保の提供をすることとされております。(包括納期延長)	その他	関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項	輸入者から提供される担保は、確定した納付額が延長した納期額までに完結されない場合に、当該担保をもって納付に充てることを目的として提供されるものです。したがって、税関に提供された担保の額を超えない範囲において、納税額の納期額を延長することができます。なお、輸入品に対する他の国内消費税の納期額の延長に係る取扱いも同様となっております。
4	10月16日	12月6日	12月25日	税務	国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し	【要望の具体的内容】 国際クーリエの輸入申告に関して、海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人とし、届けたこととともに、税関事務管理人が代理として申告できるよう見直しすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 国際クーリエの輸入について、荷受人がその内容を知らされないまま荷受人の名前で申告が行われる可能性があり、不正な品名や価格に基づく申告などコンプライアンス上の問題が生じている。また、税関の事後調査にも国際クーリエの輸入についての問題を指摘されることがある。関税法第95条は本邦に住所を有しない場合、税関事務管理人を申告者が届ければ本邦に住所及び居所を有しないもの(以下、海外の輸出者)が輸入申告ができるとしているが、その手続きを海外の輸出者自らが行うことは困難であろうと考える。国際クーリエの場合は海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人とし、届けたこととともに、税関事務管理人が代理として申告できるよう見直しすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、価格等、必要な事項を税関長に申告し、当該貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされています。このうち輸入(納税)申告等の税関関係手続を行うべき者が国内に所在しない場合には、税関関係手続等を処理するため、国内に所在する者でその手続等の処理につき便宜を有する者のうちから税関事務管理人を定めなければならないこととされています。	その他	関税法第67条、関税法第95条	貨物を輸入しようとする者(国際クーリエ貨物の荷受人)は、当該貨物の品名、価格等、必要な事項を税関長に申告し、当該貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされていますが、貨物の荷受人が国内に所在しない場合には、当該荷受人において税関関係手続を行えないことから、これを行うための税関事務管理人を定めていただく必要があり、一方で、貨物の荷受人が国内に所在する場合には、当該荷受人において税関関係手続を行い得ることから税関事務管理人を定める必要性は、当該荷受人が輸入(納税)申告を行うこととなります。
5	10月16日	12月6日	12月25日	税務	輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化	【要望の具体的内容】 輸出申告価格の事後訂正に関して、税関ごとに対応が異なるため、対応の統一化を図るべきである。 【規制の現状と要望理由等】 基本通達67-1-14において輸出申告価格の事後訂正は税関様式C-5200で簡便に行うことができるように定めてあるにもかかわらず、各税関においては従来通り「御願書」の提出を要求する、あるいは事後訂正自体を受理しないという対応がなされる場合がある。税関に基本通達の取扱いが浸透していないために折衝等に多大な時間を要しており、早急に対応の統一化を図るべきである。なお、基本通達67-1-14(4)では、67-1-4(1)の二に従って申告した価格と決済価格と差がある場合、その差が一定価格未満の場合には事後訂正を省略できるとの定めがあるが、そもそも申告時の価格が最終のものであるとの関税法の主旨に鑑み、誤りでない場合の事後訂正を不要とすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合の申請は、関税法基本通達67-1-14に基づき、「船名、数量等変更申請書」(C-5200)1通にその申請に係る輸出許可書を添付して税関に提出することにより行い、価格変更の理由が価格の記載、計算又は算出の誤りの場合には、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求めていることとされています。また輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合には、関税法基本通達67-1-4、67-1-14に基づき、輸出申告価格と決済価格の差額が一定未満(100万円未満又は10%未満)であれば、その価格変更を省略して差し支えないこととしています。	「対応の統一化」については、現行制度下で対応可能 「事後訂正の省略」については、検討を予定	関税法基本通達67-1-4、67-1-14	輸出許可後の貨物の価格変更手続については、関税法基本通達67-1-14において、税関様式C-5200及びその申請に係る輸出許可書を添付して行うことができる旨を規定しており、現行制度での対応が可能です。各税関には、本提案を踏まえ、より適正に対応するよう周知徹底を行います。また輸出申告手続の更なる利便性向上のため、輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合の価格変更も含めて、輸出許可後の許可内容変更手続の改善策について2014年上半年までに検討します。